

定 額 自 動 送 金 規 定

第 1 条（振込指定項目の届出）

定額自動送金のお取扱いに当っては、あらかじめ振込期間・振込日・振込金額・受取人等をご指定のうえ当行へお届けください。

当行は、指定された振込日に指定金額を預金口座から引落しのうえ指定された受取人へ振込みいたします。
この場合、預金の引落通知または領収書等の送付は省略させていただきます。

第 2 条（手数料）

- ①定額自動送金のお申込みに当って、当行所定の取扱手数料をいただきます。また、指定された振込のつど、預金口座から当行所定の為替手数料を引落しのうえ、手数料としていただきます。
- ②変更受付時には、変更手数料をいただきます。

第 3 条（振込日）

振込日は、指定月の一定日とし、振込日が休日の場合は、あらかじめ指定された前営業日または翌営業日を振込日として処理いたします。

なお、指定された振込日に該当する振込日がない場合は、その月の末日をもって振込日といたします。

第 4 条（振込金額）

振込金額は原則として一定金額といたします。

ただし、ボーナス月など年 4 回までは、異なった金額を指定することができます。
この場合、指定月ならびに指定金額は、毎年一定とします。

第 5 条（指定預金口座からの引落とし）

指定預金口座からの引落としについては、当座勘定規定または普通預金規定にかかわらず、当座小切手または預金通帳・払戻請求書等はいただくずに、振込金額と為替手数料の合算額で当行所定の方法により処理いたします。

第 6 条（振込の取消）

次の場合は、特に通知はせずにその月の振込は取止めたものとして処理いたします。

- ①振込日前日の営業終了後における指定預金口座の最終残高が、振込額と為替手数料の合算額に満たないとき。
- ②振込を行った結果、受取人の口座がない等の理由により受取人の口座に入金ができないとき。

第 7 条（振込の取止め、変更）

都合により、振込依頼を取止める場合は、取扱店へお届出のうえ所定の手続きをお取りください。
お届出前の振込については、当行はその責を負いません。

第 8 条（解約）

- ①この契約は、振込期間の満了をもって終了いたします。なお、期間満了前にこの契約を解約する場合は、取扱店へお届出のうえ所定の手続きをお取りください。
- ②指定預金口座が解約された場合は、この契約は、自動的に解約されたものとして処理いたします。
- ③この契約は、当行が必要と認めた場合は、いつでも解約できるものといたします。
なお、これらの場合、解約通知は省略させていただきます。

第 9 条（免責条項）

やむを得ない事由による通信機器または回線の障害等によって振込が遅延することがあっても当行は責任を負いません。

以 上

【特にご注意いただきたい点】

1. 手数料

- ①定額自動送金のお申込みに当っては当行所定の取扱手数料を、また、指定された振込のつど当行所定の為替手数料をいただきます。
- ②変更受付時には、変更手数料をいただきます。

2. 振込の取消

振込日前日の営業終了後における指定預金口座の最終残高が、振込額と為替手数料の合算額に満たないときはその月の振込は取止めたものとして処理しますので、振込額と為替手数料の合算額は振込日前日までにご入金願います。